

キュービクル式非常電源専用受電設備

取扱事例（Q & A）

平成23年4月1日

社団法人 日本電気協会
キュービクル式非常電源専用受電設備
認定委員会

目次

1 . 認定規約.....	3
2 . 認定規約細則.....	4
3 . 認定規約細則付録.....	5
4 . 認定基準に関するもの.....	7
[1 . 適用範囲]	7
[5 . 種類]	7
[7 . 構造]	8
7.1 構造一般.....	8
7.2 外箱など.....	9
〔隔壁〕.....	13
7.3 構成及び収納機器の取り付け.....	13
7.3.1 構成.....	13
7.3.2 収納機器の取付け.....	14
7.3.3 電力需給用計量器及び電力需給用計器用変成器の取付け.....	15
7.3.4 断路器.....	15
7.3.5 避雷器.....	16
7.3.6 主遮断装置.....	16
7.3.7 変圧器.....	17
7.3.8 高圧進相コンデンサ.....	18
7.3.9 低圧回路の保護装置.....	19
〔専用変圧器及び共用変圧器における配線用遮断器の定格電流の制限〕.....	20
〔非常電源の確認表示灯〕.....	21
〔非常電源回路の保護装置〕.....	22
7.3.10 低圧進相コンデンサ.....	23
7.3.11 高圧引出口.....	23
7.4 配線及び機器の接続.....	24
7.4.1 高圧配線.....	24
7.4.2 低圧配線.....	25
7.4.3 接地.....	26
7.5 換気.....	27
[8 . 形状及び寸法]	29
[9 . 機器及び材料]	29
[10 . 試験]	30
[12 . 表示]	30
5 . その他.....	32

本取扱事例の項目は認定の手引によるものなので、認定の手引も併せて参照ください。

1. 認定規約

【質問1】

形式認定を取得していない製造者が個別認定を申請することはできるか。

【回答】

できる。

【質問2】

有効製造期間までに形式認定の更新を終えていなければならないか。

【回答】

形式認定の更新手続中の場合有効製造期間の同月末までは認定失効とはならないが、運用上委員会審査をその月末までにすべて完了するように手続を行うこととなっている。更新受付は有効製造期間満了月の7ヶ月前となっているので、なるべく早めに申請をお願いしたい。いつまでに申請を行うのが望ましいかについては担当窓口へ相談をお願いしたい。

【質問3】

負荷設備に非常電源回路が無い場合でも認定銘板を貼付する日本電気協会の認定キュービクルとして出荷することはできるか。

【回答】

キュービクルの認定制度はあくまで消防法に基づく消防用設備等の電源を確保することを目的として行っているため、下記のような消防用設備等が接続されない場合、認定銘板を貼付して出荷はできない。

なお、日本電気協会では消防用設備等がなく一般負荷設備のみが接続されるキュービクルのうち、優良なキュービクル式高圧受電設備を推奨する「推奨業務」を行っている。

【認定キュービクルに接続できる消防用設備等】

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、排煙設備、非常警報設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備

【質問4】

既に設置されている日本電気協会認定したキュービクルを他の場所に移設した場合、そのキュービクルは継続して使用することができるか。

【回答】

移設の場合は所轄消防署と協議を行い、その指示に従うこと。

所轄消防署との協議については正面扉の裏面に貼付している注意ラベルにも記載されているのでそちらも参照のこと。

2. 認定規約細則

【質問5】

第2条(個別認定の対象)(3)に「外箱寸法が形式既取得機種のものより小さいもの。」とあるが、前面保守形の申込みをする場合、個別認定の扱いとなるのか。

【回答】

形式認定又は個別認定のどちらでも申込みできる。

【質問6】

太陽電池発電設備を形式認定キュービクルに接続できるか。

【回答】

接続できる。

なお、負荷に非常電源回路のある変圧器(共用変圧器)には接続できないため注意すること。
(認定の手引付録3参照)

【質問7】

形式認定キュービクルの外形寸法について、認定取得した外形寸法からW(横幅)を狭くして出荷することはできるか。

【回答】

できない。

形式認定機種の外形寸法：W(横幅)、D(奥行)、H(高さ)を小さくして出荷したい場合は、そのつど個別認定申込みとなる。(認定規約細則第2条(3))

【質問8】

CB形500kVA屋外用の形式認定を取得しているが、135kVAの設備容量で出荷できるか。

【回答】

できない。認定規約細則で規定された区分に従い出荷すること。(質問の場合取得している形式認定の区分は の部分となる。)

【認定規約細則第1条(形式認定の区分)より】

最大設備容量(kVA)	出荷できる範囲(kVA)
150以下	1～150
150を超え300以下	151～300
300を超え500以下	301～500
500を超え750以下	501～750
750を超え1000以下	751～1000
1000を超え1500以下	1001～1500
1500を超え2000以下	1501～2000

2000 を超え 2500 以下	2001 ~ 2500
2500 を超え 3000 以下	2500 ~ 3000
3000 を超え 4000 以下	3001 ~ 4000

【質問9】

二次変電所に設置する形式認定機種において、単相電源は三相変圧器に接続したOPTより供給されるものとし、単相変圧器を設置せずに出荷できるか。

【回答】

できない。

形式認定機種は、高圧受電設備として一定の装備が必要であるため、単相変圧器を省略することはできない。なお、個別認定機種であれば出荷できる。

【質問10】

既取得形式認定機種があるが、この度、新規形式認定機種を申込みすることとした。温度上昇試験については、換気性能確認方法により実施免除していただきたいが、この場合、機械換気装置の性能は50Hzと60Hzのどちらで比較すればよいか。

【回答】

50Hzを用いて計算し、比較すること。

3 . 認定規約細則付録

【質問11】

高圧引出しがある場合、申込みをするキュービクルの設備容量は引出し先の設備容量も含めた設備容量か。

【回答】

設備容量には、高圧引出し先の設備容量を含めないため、申込みをするキュービクルの設備容量のみとなる。

(注) 審査申込書の設備容量欄は、「設備容量(高圧引出しの設備容量)」と記載する。

【質問12】

形式認定を申込みする場合、2.(3)機器配置図における、第4表 機器配置図の側面図にある電力需給用計器用変成器(懸垂形又は据置形)は必ず2種類を記載するのか。

【回答】

懸垂形又は据置形のどちらかを記載する。

【質問 13】

認定品に非常用発電機を接続できるか。

【回答】

形式認定の場合は、認定の手引付録 3 低圧自家発電設備取扱要領 2.(1)(a)を、個別認定の場合は、同付録 2.(2)(a)を参照のこと。

なお、非常用発電機の接続にあたっては図 1 を参照し、次の点に注意すること。

消防用設備等（非常用）の電源設備となるもので低圧であること。

共用変圧器の一般回路のみに電源を供給するものではないこと。

所轄消防署と協議を行い、了解が得られたものであること。

非常用発電機の負荷側は必ずキュービクルに戻す配線接続とすること。

共用変圧器の 2 次側に切替装置を施設し発電機と接続するもの

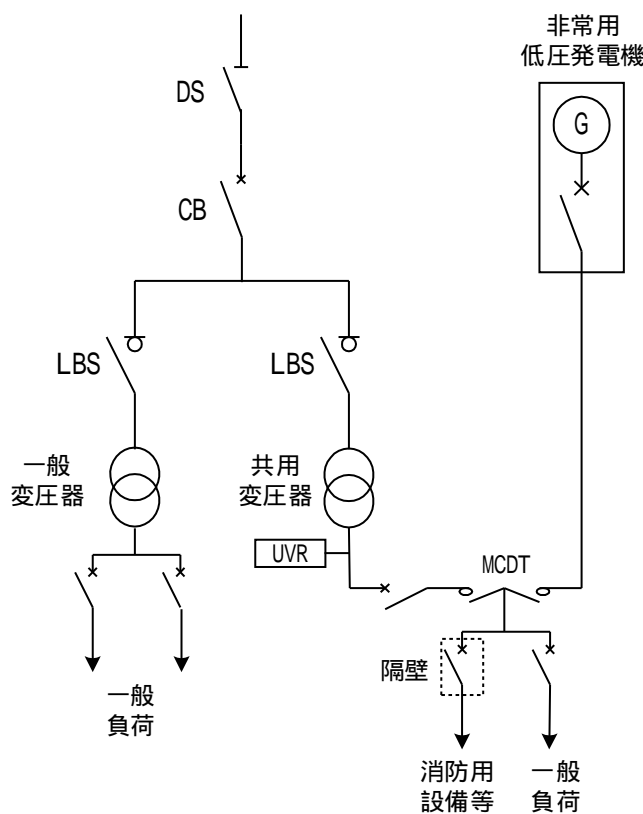


図 1 非常用低圧発電機（低圧）の接続例

【質問 14】

非常用発電機の切替装置をキュービクル外箱内に収納できるか。

【回答】

図 2 左のような場合（キュービクルの近傍に発電機がある場合）は、収納できる。

なお、外箱外に施設した場合の例を図 2 右“切替装置（MCDT）が外箱外”に示す。

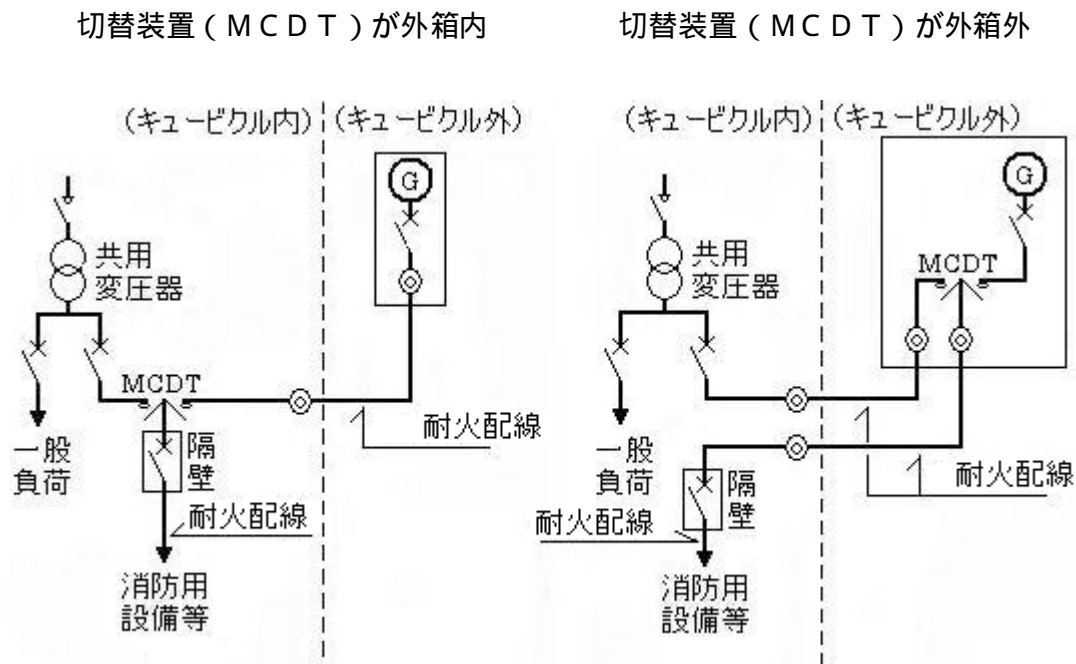


図 2 非常用発電機（低圧）の切替装置設置例

（注）キュービクル外等防火区画外に電線を引き出す場合は、耐火配線とすること。

【質問15】

高圧引出しがある場合、消防庁告示第7号による銘板とJIS C 4620による銘板には、高圧引出しの設備容量を含めて表示するのか。

【回答】

JIS C 4620による銘板のみ高圧引出しの設備容量を含める。

4．認定基準に関するもの

[1．適用範囲]

【質問 16】

公称電圧 3.3kV で受電するキュービクルは申込みできるか。

【回答】

申込みできない。（形式出荷も不可）

（注）JIS C 4620 は公称電圧 6.6kV の基準となっているため。

[5．種類]

【質問 17】

屋外用のキュービクルを屋内に使用できるか。

【回答】

使用できる。

[7 . 構造]

7.1 構造一般

【質問 18】

〔補足基準〕b(3)「低圧充電部が操作の際に容易に触れる位置にある場合は、絶縁物等により防護する。」の「低圧充電部が操作の際に容易に触れる位置」の具体例を説明して欲しい。

【回答】

高圧充電部の防護と同様に扉（開いた面）部分から水平方向 600 mm以内の位置をいう。

【質問19】

「7.1 構造一般 c) PF・S形の主遮断装置に用いる高圧交流負荷開閉器で高圧充電露出部がある場合には、前面に透明な隔壁を設け、赤字で危険表示をする。また、その相間及び側面に絶縁バリヤを設ける。」と記載されているが、変圧器用にLBSを設けた場合も前面に透明な隔壁は必要か。

【回答】

LBS は、キュービクル内における設置箇所から〔補足基準〕b(1)(イ)又は(ロ)が該当するためb(2)による透明な隔壁が必要となる。

（注）CB形に使用されるDS及びLBS、高圧引出し回路に用いる場合も同様である。

DSの前面に小扉がある場合は適用対象外。

【質問20】

高圧の充電露出部に透明な隔壁を設けることとなっているが、金網（メッシュ）又はエキスパンドメタルでもよいか。

【回答】

金網（メッシュ）又はエキスパンドメタルは使用できない。
必ず樹脂製の透明な隔壁を使用すること。

【質問21】

端子部に取り付ける絶縁性保護カバーの色は、規定されているか。

【回答】

規定していないが、色は透明色が望ましい。

【質問22】

点検用コンセントの個数に規定はあるか。

【回答】

規定していない。1個以上あればよい。

【質問23】

点検用コンセントの選定方法はどのようにすればよいか。

【回答】

選定にあたっては、配線用遮断器の定格電流に対応したものとすること。

【質問 24】

〔追加基準〕 1. 外部の露出(2)(D)では、屋内用キュービクルについて外部に露出できるものとして「その他操作等に必要な計器類」とあるが、どのようなものが該当するのか。

【回答】

電圧回路に係るものはヒューズ等で保護されたもの、電流回路に係るものは変流器に接続しているものである。例えば力率計及び電力計等が含まれる。

【質問25】

認定品の外箱に断熱材を使用してもよいか。

【回答】

不燃材料（建設省告示第1400号 平成12年5月30日、（改正 国土交通省告示第1178号 平成16年9月29日）による断熱材とし、外箱の内側に使用する場合で容易に脱落しない固定方法による場合は、使用できる。（可燃性のもの及び難燃性のものは使用できない）

なお、断熱材の施設により箱内温度が著しく上昇しないよう配慮すること。

【質問26】

受電の「電圧・電流・電力」等を遠方で計測するため、外部に電圧、電流回路（VT、CT二次回路）を直接引出してもよいか。また、VCBの「入・切」表示を遠方に出力するためにリレーを組み込みVT二次回路の有電圧で引き出すことはできるか。

【回答】

できない。

状態監視を外部へ引き出したい場合は、信号に変換して出力すること。

【質問27】

屋外用キュービクルの照明灯は、配電箱には装備せず受電箱のみ装備すればよいか。

【回答】

受電箱及び配電箱の正面側には装備すること。

7.2 外箱など**【質問28】**

〔補足基準〕 e)(1)補足図2 標準構造例では、ロッド棒ガイドは扉に溶接した構造となっているが、それ以外の構造（扉にボルトを溶接し、ナットで留めたもの等）でもよいか。

【回答】

ロッド棒ガイドは標準構造例のとおり、扉に溶接した構造を原則とするが、それ以外の構造である場合は、e)(1) (H)において規定する引張試験を行い、合格すれば使用できる。

【質問29】

ハンドル及び鍵部における強度試験の試験成績書として認められるものは、どのようなものがあるか。

【回答】

次のものが認められる。

- (1) 試験機関で行った試験成績書
- (2) ハンドル及び鍵部製造者が行った社内試験の試験成績書
- (3) キュービクル製造者が行った社内試験の試験成績書

【質問30】

ドアストッパを形式認定取得時の形状から変更する場合は、引張試験を行い合格すれば使用が認められるか。

【回答】

引張試験を行い、合格すれば使用できる。なお、審査員の立会いが必要となる。

【質問31】

金属製網入板ガラスの固定用金具の材質にアルミ製及びステンレス製のものは使用できるか。

【回答】

使用できる。ただし、認定基準上「金属製網入板ガラスは、上下左右を金具で固定し、火であぶられても落下しない構造とする」とあるので、その性能を著しく損なわないようなものを使用すること。

【質問32】

基礎ボルトとして、ケミカルアンカー、金属拡張アンカー等の製造者が保証する強度を使用できるか。

【回答】

使用できる。基礎ボルトは JIS B 1178 及び JIS B 1054 に規定するボルト又はそれと同等以上の機械的強度をもつものを使用することが認定基準として規定されている。詳細は、認定の手引付録 6 基礎ボルト選定のための諸元及び手順を参照のこと。

【質問33】

将来増設工事が予定されている場合、出荷時に空箱を実装することはできるか。

【回答】

できない。

【質問34】

将来増設工事が予定されている場合、将来増設用の MCCB 設置スペースを設けて出荷することはできるか。

【回答】

出荷できる。ただし認定後、その設置スペースに MCCB を増設した場合は改造扱いとなる為、その場合は所轄消防署と協議を行うこと。

【質問35】

既取得済形式認定機種において、ドアストップの構造変更を申込みしたいが、個別認定申込み機種の現場審査があるため、この時に強度試験を行えば形式認定機種でも使用できるか。

【回答】

できる。(更新する場合の形式認定機種の図面には、試験実施機種名、実施年月日、結果、審査員名を記載すること。)

【質問36】

外箱全体を溶融亜鉛めっきとした場合、塗装する必要はないか。

【回答】

無塗装部分は、チャンネルベース部だけに限られており、これ以外の外箱構成部分(屋根部、扉部など)は塗装する必要がある。

【質問37】

屋外用の外箱をステンレスで製作したいが、2.0mmの厚さがあればよいか。

【回答】

認定の手引「付録7 屋外用キュービクル防火性能確認方法」により、合格すれば使用できる。

【質問38】

外箱の正面扉に機器操作用の小扉を設けることはできるか。

【回答】

できない。なお、当該箇所を含めた防水試験に合格すれば設けることができる。

【質問39】

屋外用の扉に設けた計器窓の裏側に計器取付パネルを直付することはできるか。

【回答】

できない。なお、当該箇所を含めた防水試験に合格すれば設けることができる。

【質問40】

チャンネルベースに設ける基礎ボルト用の穴は、正円形でなければならないか。設置場所によっては、基礎ボルトの施工が困難な状況があるため、長円形にしたい。

【回答】

長円形でも可能であるが、この場合、基礎ボルト径の2倍以内までの大きさとする。

【質問41】

チャンネルベースの高さ100mmで形式認定を取得したが、150mmの高さで製作してもよいか。

【回答】

よい。なお、強度について十分な検討を行い、100mmと同等以上のものであること。

【質問42】

外箱の鋼板に塗装をした上に断熱性塗料を塗布してもよいか。

【回答】

よい。

【質問43】

キュービクルの屋根の上に遮熱板を装備することはできるか。

【回答】

できる。なお、次の点に注意すること。

遮熱板は2.3mm以上の厚さを有するJIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板を使用すること。

防錆処理を行い、塗装すること。

防水試験（防雨形試験）を実施し、防水性能を確認すること。

【質問44】

屋外用キュービクルの背面扉を取り外し可能な囲い板に変更することはできるか。

【回答】

できる。なお、次の点に注意すること。

“取り外し可能な囲い板”を取り付けた状態で、防水試験に合格したものであること
換気口面積は、同等以上の性能を確保すること。

“取り外し可能な囲い板”は、保守・点検時を考慮し、上下分割する等の構造とすることが望ましい。

【質問45】

CB形500kVA屋外用のキュービクルの屋根上に機械換気装置を設けることはできるか。

【回答】

できる。なお、次の点に注意すること。

防水試験に合格した形状であること。なお、換気フードの形状が“機械換気装置有”の区分と同じ形状であれば、この形状を装備することができる。

CB形500kVA屋外用の形式認定取得時に天井部には換気フードがあり、この形状に機械

換気装置を収納することができるものである場合は、防水試験を省略することができる。
認定基準で規定する故障警報装置の装備、取替えの容易さ等の内容は適用されるため
怠りのないようにすること。

〔隔壁〕

【質問46】

非常電源用配線用遮断器を隔壁内に複数台設ける場合、相互間の離隔距離は、それぞれ55mm以上必要か。

【回答】

相互間の離隔距離は規定していないが、配線施工等が容易にできる空間は確保すること。

【質問47】

非常電源用配線用遮断器の隔壁を赤色で塗装することになっているが、取付パネルの背面側の隔壁についても赤色で塗装する必要はあるか。

【回答】

赤色の塗装については、取付パネルの背面側は義務ではないが、施すことが望ましい。

【質問48】

追加図4「隔壁内に配線用遮断器が複数台の場合の取付け例」は、同一の共用変圧器二次側に設けた配線用遮断器であれば、消防法令の適用以外のものも認められるか。

【回答】

隔壁内は、原則として消防法令の適用される消防用設備等に供給するための配線用遮断器のみ設置が認められる。

7.3 構成及び収納機器の取り付け

7.3.1 構成

【質問49】

GR付PAS用の地絡継電装置制御電源（100V）への供給方法は、単相変圧器の二次側からではなく主遮断装置電源側に設けた計器用変圧器二次側から取ることは可能か。また、この場合、非限流ヒューズ負荷側から地絡継電装置までの間に配線用遮断器を設ける必要はあるか。

【回答】

計器用変圧器二次側の非限流ヒューズ負荷側から接続することは可能である。

また、この場合、配線用遮断器を設ける必要がある。

（注）付図1 回路構成 a) CB形（キュービクル引込用ケーブル電源側に地絡継電装置があるもの。）において「備考1．GRの制御電源をVT又はTの二次側から供給する場合は、専用の開閉器（保護装置付）を設ける。」とし、また、c) PF・S形（キュービクル引込用ケーブル電源側に地絡継電装置があるもの。）において「備考1．GRの制御電源をVT又はTの二次側から供給する場合は、専用の開閉器（保護装置付）を設ける。」としている。

7.3.2 収納機器の取付け

【質問50】

変圧器下部に防振ゴム及び耐震ストッパを使用できるか。

【回答】

変圧器メーカーが推奨又は供給するものであれば使用できる。

【質問51】

変圧器下部に移動用車輪を取り付けてもよいか。

【回答】

変圧器と同じ製造メーカーが提供するものであれば使用できる。なお必ず外箱、枠などに堅固に固定すること。

【質問52】

変圧器のみキュービクルに収納せず盤間に設置し、電線はバスダクトを設けて接続することはできるか。

【回答】

できない。JIS C 4620の定義では、「高圧の受電設備として使用する機器一式を一つの外箱に収めたもの」となっているので、機器は必ず一つの外箱に収めること。

【質問53】

「〔追加基準〕(2) 高圧計器用変圧器の二次側には、非限流ヒューズを使用する。」は、電圧計に至る場合のみ適用され、主遮断装置操作用など計器以外と接続する場合、非限流ヒューズの装備は省略できるか。

【回答】

高圧計器用変圧器（VT）を操作用変圧器（OPT）として使用する場合は、非限流ヒューズの装備を省略することができる。

【質問54】

油入式直列リアクトルを上部に置くことはできるか。

【回答】

できない。油入式機器はすべて下部の枠組み（底板）に固定すること。

なお、モールド式直列リアクトルなど変圧器を除く油入式ではない機器は、耐震強度など十分考慮することで上部に置くことができる。

【質問55】

形式認定取得時はスペースヒーターを装備していなかったが、出荷時に取り付けることはできるか。

【回答】

できる。なお、次の点に注意すること。

保護装置として電源側にMCCBを設けること。

堅固に取り付け、十分な周囲空間を確保すること。

7.3.3 電力需給用計量器及び電力需給用計器用変成器の取付け

【質問56】

屋内用の外箱で高圧引込口が天井にある場合は、「付図3 電力需給用計器用変成器取付図」に規定するVCTの取り付け高さ寸法を変更してもよいか。

【回答】

変更できない。

【質問57】

「b) 電力需給用計量器の高さは検針、保守などに容易な床上から800～1500mm程度が望ましい。」と規定されているが、設置場所の基礎の高さにより変更してもよいか。

【回答】

基礎の高さを踏まえて、検針・保守が容易な高さであれば変更できる。

【質問58】

受電用(主計量)VCT及び蓄熱契約用VCTをキュービクル内に設置する場合、VCTを受電箱に2段積みで設置できるか。

【回答】

できない。VCTを設置する場合は、認定基準に基づき必要な空間を確保すること。

7.3.4 断路器

【質問59】

断路器(DS)と主遮断装置(VCB)に設けたインターロックの電源を外部DC電源にすることはよいか。

【回答】

よい。

【質問60】

単極の断路器の相間、両側面に絶縁バリアを設けた場合の最小絶縁距離はどのようになるか。

【回答】

単極の断路器は、個々の操作にフック棒を用いるため充電部相互間及び外箱側面との間を120mm以上とする。ただし、絶縁バリアのある断路器については90mm以上とすることができる。(参考：JIS C 4620 表4)

7.3.5 避雷器

【質問61】

「b) キュービクル引込み用ケーブル電源側に避雷器(避雷素子を含む。)が取り付けられている場合・・・は、避雷器を省略することができる。」とされているが、引込み用ケーブルが比較的長い場合も同様か。」

【回答】

引込み用ケーブルが100m程度である場合は、キュービクル内にも避雷器を装備することが望ましい。

7.3.6 主遮断装置

【質問62】

主遮断装置(VCB)の操作用電源を外部DC電源としてもよいか。

【回答】

よい。

【質問63】

主遮断装置(VCB)の電源側に主遮断装置操作用として1kVA(6.6kV/110V)の操作用変圧器(OPT)を設けることはできるか。

【回答】

できない。主遮断装置(VCB)の電源側に設けた操作用変圧器(OPT)は、500VAまでの容量とすること。認定基準7.3追加基準に記載されている。

【質問64】

主遮断装置の負荷側に高圧引出し回路操作用VTとして2kVAのものは使用できるか。

【回答】

使用できる。なお、500VAを超える場合は設備容量に含めるため注意が必要である。

【質問65】

系統短絡電流が計算上20kAとなったが、断路器(DS)及び主遮断装置(VCB)に定格遮断電流20kA以上のものを使用すれば認定品として出荷できるか。

【回答】

できない。JISC 4620(キュービクル式高圧受電設備)では系統短絡電流12.5kA以下がキュービクル式高圧受電設備であると規定されている。

なお、系統短絡電流12.5kA以下で、定格遮断電流20kA以上の遮断器を使用する場合は、主要機器・材料一覧表(出荷品)に「JEC2300(交流遮断器)」を掲載することで出荷できる。

【質問66】

PF・S形に過電流引外しのためのOCRを装備することはできるか。

【回答】

できない。過電流引外しを目的としたOCRの装備はCB形のみ認められる。(高圧引出しも同様)

【質問67】

OCRをVCBと切り離して単独試験を実施できるよう切替スイッチを設けることはできるか。

【回答】

できない。外部操作できる機能を付加することはできない。

7.3.7 変圧器

【質問68】

設備不平衡率が30%を超えた認定品を出荷することができるか。

【回答】

電力会社との協議の結果、了解が得られれば出荷できる。

【質問69】

形式認定キュービクルの新規申込時には、変圧器一次側に開閉器(LBS又はPC)を設けなければならないか。

【回答】

新規申込み時に変圧器一次側の開閉器(LBS又はPC)は、省略することができない。
ただし、形式認定取得後の出荷時には省略することができる。

【質問70】

高圧カットアウトに非限流ヒューズを使用する場合、下部の機器等から600mm以上離隔することと規定されているが、下部の面積、高圧カットアウトからの角度等の基準はあるか。

【回答】

高圧カットアウトの直下としており、これ以外の基準はない。

【質問71】

非常電源確認表示灯以外の表示灯についての取付穴の大きさの規定はあるか。

【回答】

規定はない。

【質問72】

表示灯は、丸型形状のほか角型形状も使用できるか。

【回答】

使用できる。

【質問73】

非常用発電機又は予備発電機の二次側に設けたスコット変圧器には、過負荷警報装置（サーマルリレー）を取り付ける必要があるか。

【回答】

取り付けることが望ましい。

7.3.8 高圧進相コンデンサ

【質問74】

1つの開閉装置につき高圧進相コンデンサ1台の設備容量は300kvar以下、また、自動力率調整用の場合の設備容量は200kvar以下となっているが、個別認定の場合においても同様か。

【回答】

個別認定の場合においても形式認定と同様である。

【質問75】

「直列リアクトルは、警報接点付とし、過熱時に警報を発することができるもの」という構造は、キュービクル内部のブザーによる警報及び外部への接点引き出しが必要となるのか。

【回答】

必要である。

【質問 76】

高圧進相コンデンサ回路に設ける開閉装置は、PF付の高圧真空電磁接触器(JEM1167 適合) が施設されていれば PF付 LBS を省略できるか。

【回答】

省略できる。コンデンサ電流を開閉できる高圧交流負荷開閉器又はこれと同等以上の開閉性能をもつものであればよい。なお、コンデンサ回路には限流ヒューズなどの保護装置を取り付けること。

【質問77】

高圧進相コンデンサ回路を複数設ける場合、図3のとおり開閉装置は1台でもよいか。

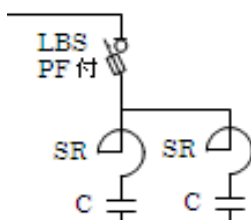


図3 高圧進相コンデンサ回路を複数台設け、開閉装置が1台であるもの

【回答】

図4のとおり、高圧進相コンデンサ回路が複数台ある場合でも保護機能のある開閉装置は1つではなく、個々に装備すること。

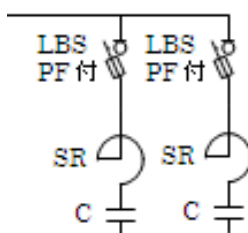


図4 高圧進相コンデンサ回路を複数台設け、開閉装置が個々にあるもの

【質問78】

JIS C 4902-2高圧及び特別高圧進相コンデンサ並びに附属機器 - 第2部：直列リアクトルにおける最大許容電流について、許容電流種別 が最大許容電流120%・第5調波含有率35%と許容電流種別 が最大許容電流130%・第5調波含有率55%の2種類あるが、どちらを選択すればよいか。

【回答】

許容電流種別 を選択すること。(許容電流種別 は主として高圧配電系統に直接接続するコンデンサ設備に適用する旨が掲載されている。)

【質問79】

特高受電設備からの一次変電所又は二次変電所となるキュービクルにおいて、電気使用場所全体として力率改善が図られるよう構成されている場合には、認定キュービクルに高圧進相コンデンサ及び直列リアクトルを設けなくてもよいか。

【回答】

認定キュービクルには、高圧進相コンデンサ及び直列リアクトルなど高圧受電設備として必要な機器一式が装備されていることを前提としているが、設置場所の状況により、電気使用場所全体として力率改善が図られるよう構成されている場合には省略することが可能である。

形式認定出荷品の場合は、保管書類に一次変電所側又は二次変電所側の受電設備も掲載した電気使用場所全体の結線図を添付すること。

個別認定の場合は、申込み書類に一次変電所側又は二次変電所側の受電設備も掲載した電気使用場所全体の結線図を添付すること。

7.3.9 低圧回路の保護装置

【質問 80】

配線用遮断器の定格遮断容量を選定する際、補足表 1 にない定格容量の変圧器を使用する場合の選定方法は、

【回答】

短絡点を MCCB 負荷側として短絡電流の計算を行い定格遮断容量を選定すること。定格遮断容量は施設条件も考慮し、補足表 1 は想定短絡点を外部引出し配線の長さ 5m の位置とした場合の定格遮断容量を示していることから、その条件に準じた定格遮断容量を選定するのがよい。なお、この考え方は JIS C 4620 (キュービクル式高圧受電設備) の解説の中でも明示されている。

【質問81】

サーキットプロテクタ (CBE) が使用できる条件と接続箇所を教えてください。

【回答】

用途としては、主遮断装置操作用電源、また、キュービクル内に設けた地絡継電装置の操作用電源を取る場合のみとし、計器用変圧器の二次側に設けた非限流ヒューズの負荷側に接続することができる。

【質問82】

低圧気中遮断器 (ACB) を使用することはできるか。

【回答】

JIS C 8201-2-1 附属書 2 と比較し、性能が同等以上であれば使用できる。

【質問83】

消防法に基づく非常電源ではない重要負荷 (需要家が独自判断したもの) の MCCB に隔壁を設けたいが非常電源と同じ赤色とすることができるか。また、非常電源であれば確認表示灯が必要であるが、任意の重要負荷であれば不要と判断してもよいか。

【回答】

次の点に留意すること。

- (1) 非常電源用以外の MCCB に赤色の隔壁を設けることはできない。なお、所轄消防署の了解があれば赤色にすることは可能である。
- (2) 確認表示灯は、非常電源用以外には不要である。なお、設ける場合は、赤色以外の色にすること。

【質問84】

非常電源回路用の MCCB 電源側の配線は、銅帯を使用することはできるか。

【回答】

できない。隔壁を設ける場合は、絶縁電線のみ使用することができる。

〔専用変圧器及び共用変圧器における配線用遮断器の定格電流の制限〕

【質問85】

〔追加基準〕 1. 1.2(2)〔備考〕において「(2)における主配線用遮断器は、受電用遮断器より先に遮断するものとする。ただし、分岐用配線用遮断器までの間を短絡事故が発生しない配線

方法で行い、分岐用配線用遮断器が十分な遮断電流を有し受電用遮断器より先に遮断する場合は、この限りでない。」とあるが、具体的な方法を教えてほしい。

【回答】

具体的な方法は次のとおりである。

(内線規程1335-7電線の接続を参照)

- 1) 黒色粘着性ポリエチレン絶縁テープを用いる場合
半幅以上重ねて1回以上巻く(2層以上)
- 2) ビニルテープを用いる場合
半幅以上重ねて2回以上巻く(4層以上)

【質問86】

図5は非常時にMCを動作させることにより一般負荷Bすべてを切り離すものとしている。この場合、主幹MCCB以下は無負荷になるため共用変圧器における配線用遮断器の定格電流の制限2.14倍以下の計算には含まず、計算上は一般負荷Aと消防用設備等の2台のMCCBを計算することによいか。

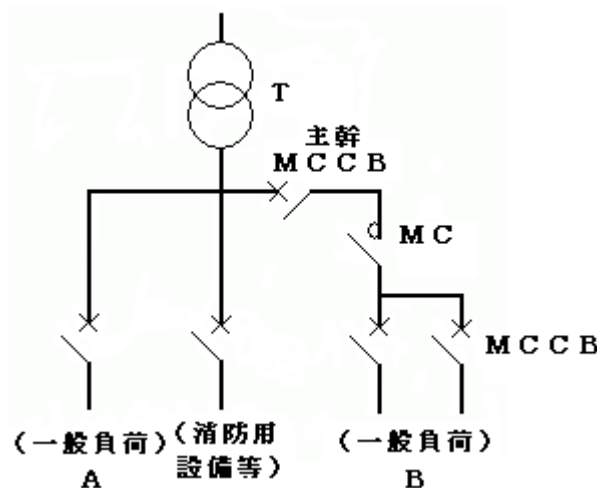


図5 非常時にMCにより任意に負荷を切り離す場合

【回答】

認められない。非常時のMC動作については、動作保証ができないことから、共用変圧器における配線用遮断器の定格電流の制限2.14倍以下に主幹MCCBも加える必要がある。

〔非常電源の確認表示灯〕

【質問87】

非常電源の確認表示灯の取付穴は直径22.3mm以上と規定されているが、丸穴以外に角穴でもよいか。

【回答】

よい。ただし、取付穴の寸法は、上下左右が22.3mm以上とする。

【質問88】

非常電源確認表示灯回路の保護用ヒューズは、隔壁内に設けてもよいか。

【回答】

よい。

【質問89】

非常電源の確認表示灯を非常電源用配線用遮断器を設置している箱以外の箱（隣の盤等）に設置できるか。

【回答】

できない。同一の箱に設置すること。

〔非常電源回路の保護装置〕

【質問90】

〔追加基準〕4．に「非常電源回路には、地気を生じたとき警報を発する装置を設ける。」とあるが、施設方法はどのようにすればよいか。変圧器個々か、一括か、また、非常電源用MCC Bのみか。

【回答】

いずれでもよい。

【質問91】

〔追加基準〕4．に「非常電源回路には、地気を生じたとき警報を発する装置を設ける。」とあるが、警報装置は、日本消防検定協会による国家検定合格品の漏電火災警報器を使用できるか。

【回答】

使用できる。

【質問92】

変圧器二次側6600V / 400Vの回路に非常電源回路を設けることができるか。

【回答】

できる。ただし、電技設備の技術基準の解釈第40条第3項を踏まえ、警報装置のみとし、ELC Bなどの地絡遮断装置は設けないこと。

【質問93】

図6のように、非常電源回路に至る低圧分岐配線部分に電力量計を施設できるか。

【回答】

できない。非常時にしか動作しない回路であり計測する必要が無いため、回路の簡素化を図るためにも非常電源回路には接続しないことが必要である。

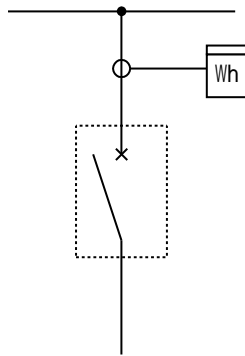


図6 〔不可の例〕非常電源回路に電力量計を設けた図

【質問94】

非常電源回路に漏電警報機能付のMCCBを使用することはできるか。

【回答】

できる。なお、漏電による引外し機能はないことを十分確認すること。

【質問95】

非常電源回路にVT・CT内蔵の計測表示機能付のMCCBを使用することはできるか。

【回答】

できない。非常時にしか動作しない回路であり計測する必要が無いため、回路の簡素化を図るためにも非常電源回路には接続しないことが必要である。

【質問96】

「共用変圧器に使用される配線用遮断器の定格電流の制限」で基準とされる2.14倍の根拠を教えてください。

【回答】

不等率1.5 / 需要率0.7 = 2.14 による。

7.3.10 低圧進相コンデンサ

【質問97】

共用変圧器の二次側に低圧自動力率制御装置を取り付けることはできるか。

【回答】

できる。

7.3.11 高圧引出口

【質問98】

主遮断装置がCB形の場合、PF付LBSで高圧引出しを行う場合、設備容量300kVAを超えるも

のにも適用できるか。

【回答】

できない。300kVA以下までとなる。

【質問99】

形式認定品に「高圧引出し回路」を装備して出荷できるか。

【回答】

できる。

【質問100】

屋外用キュービクルを屋内に設置する場合、屋根部による引き込み・引き出しをすることができるか。

【回答】

できない。屋外用キュービクルとして製作されたものは底面からのみ可能である。

【質問101】

チャンネルベースから電線の引込み・引出しをすることはできるか。

【回答】

できない。必ず底面又は屋根部（屋内用のみ）から引き込み・引き出しをすること。

7.4 配線及び機器の接続

7.4.1 高圧配線

【質問102】

PF・S形の主遮断装置の負荷側から変圧器の一次側の間に計器用変成器（VT、CT）を取り付け、電圧計、電流計などの指示電気計器を設けることはできるか。

【回答】

できる。

【質問103】

主遮断装置の電源側に設けたVTから警報用電源を取ることはできるか。

【回答】

できない。

VTから使用できる電源用途には結線の簡素化のため、高圧受電設備規程 第1140節1140-1 結線では、「電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断装置開閉状態表示用変成器及び主遮断装置操作用変成器以外の計器用変成器を設置しないこと。」と規定されており、その内容を踏まえた。

【質問104】

高圧配線に銅帯を使用することはできるか。

【回答】

できない。高圧配線は、高圧用絶縁電線のみ使用できる。

7.4.2 低圧配線

【質問105】

b)なお書きでは、主回路に直接接続されない回路は、1.25mm²より細い電線を使うことのできる条件が記載されているが、ZCT、ZPDには0.75mm²の2芯シールド線を使用することはできるか。

【回答】

できる。

【質問106】

変圧器二次側の低圧回路をキュービクルの外部へ引き出す場合、MCCBを設けず引き出すことはできるか。

【回答】

できない。MCCBを必ず設け引き出すこと。

【質問107】

低圧回路に用いる銅帯を“多数板導体”として使用できるか。

【回答】

使用できる。ただし、銅帯は同一の長さ・間げきとし、JIS C 4620 解説表4によること。

【質問108】

変圧器二次側に“可とう導体”は使用できるか。また、許容電流値の判断基準はあるか。

【回答】

使用できる。許容電流値は、可とう導体製造メーカーの保証値による。

【質問109】

〔補足基準〕 a)(1)の「質別 1 / 2 H以上」とは何か。

【回答】

導電率(20)が98%以上のものをいう。

【質問110】

操作電源回路と警報回路を同一回路としてよいか。

【回答】

別回路にしなければならない。また、認定基準では、次のとおりとなっている。

(1) 点検用コンセント回路、照明回路及び機械換気装置等の所内回路は同一回路でもよい

が、他の回路とは別回路とする。

- (2) 地絡継電装置、漏電警報器、変圧器過負荷警報装置及び換気扇故障警報装置等の警報回路の電源は、同一回路でもよいが他の回路とは別回路とする。なお、地絡継電装置が外部に設けられている場合は、単独の回路とする。
- (3) 自動力率調整回路、進相コンデンサ用直列リアクトルの引き外し回路及び遮断装置等（主遮断装置を除く）の操作回路は同一でもよいが、他の回路とは別回路とする。

【質問112】

キュービクルの屋根部に高圧及び低圧バスダクトを設けて出荷することはできるか。

【回答】

できない。バスダクトによる接続までは想定していない。

【質問113】

SPD（サージ防護デバイス）を使用することはできるか。

【回答】

MCCBを設けた負荷側であれば使用できる。なお、接地端子台に取り付ける場合はこの限りでない。

SPD製造メーカーのカタログを確認し、MCCBと電線を適切に選定すること。

また、SPDに使用するMCCBは、“共用変圧器に使用される配線用遮断器の定格電流の制限”にも含まれるので注意すること。

7.4.3 接地

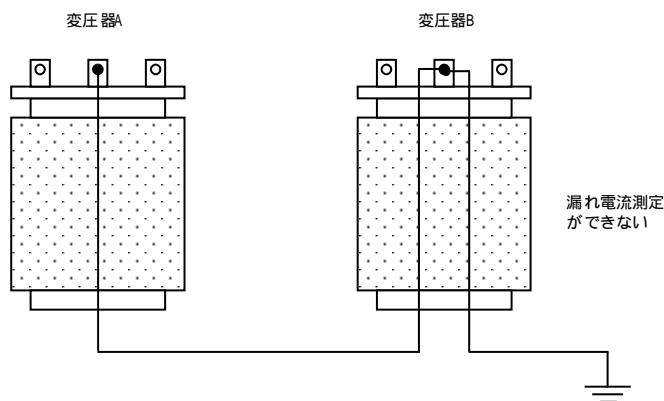
【質問114】

d)では、変圧器のB種接地工事を接地母線とすることの条件が規定されているが、g)で規定される「漏れ電流を安全に測定できるように取り付ける」との条件が満たせない場合があるのではないか。

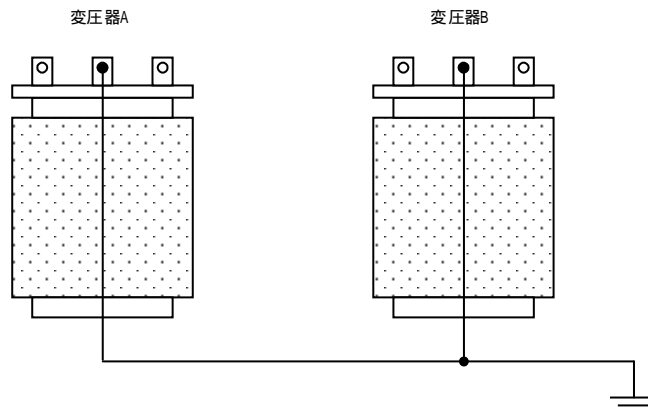
【回答】

接地母線とする場合、d)及びg)を満足するためには、下図例(2)のような配線とする。

(1) 不適切な例



(2) 適切な例



【質問115】

〔補足基準〕i)接地端子(1)に「接地端子の取り付け位置は、外箱の正面などの接地抵抗を測定しやすい箇所とする。」と規定されているが、背面、側面も可能か。

【回答】

測定しやすい箇所であれば、側面、背面でもよい。

【質問116】

〔補足基準〕a)接地の区分(5)において混触防止板付変圧器のB種接地工事とA種接地工事を共用接地工事とする内容は、二次側が非接地系統のみ適用されるのか。

【回答】

二次側が接地系統の場合にも適用される。非接地系統の場合は、接地電線の最小太さを2.6mm又は5.5mm²にすることができる。また、接地系統の場合は、接地電線の太さは、変圧器容量に応じたものとする。(参考：電気設備の技術基準 解釈第25条解説)

【質問117】

内線規程では、「1350-3表 C種又はD種接地工事の接地線太さ」により過電流遮断器の定格電流ごとに接地電線の太さが規定されているが、キュービクル内においても適用されるのか。

【回答】

適用されない。内線規程は、需要場所を中心とした設備を規定したものとなっている。キュービクルに係る接地については、JIS C4620(キュービクル式高圧受電設備)に基づき施設することとなる。

7.5 換気

【質問118】

チャンネルベース及び底板に換気口を設けて形式認定を取得した機種に対し、チャンネルベース及び底板に換気口を設けず扉にガラリを設けて出荷することはできるか。

【回答】

できない。ガラリーを設ける場合は、防水試験に合格したものであること。また、換気計算により認定取得時と同等以上であることの証明が必要である。

【質問119】

新規形式認定取得時、機械換気装置には金属製の自動シャッタを設けたが、出荷時に省略できるか。

【回答】

直径10mmの丸棒が入らないパンチングメタル等を設けた場合は、省略できる。このことは、認定手引きの7.5換気の補足基準において規定されている。

【質問120】

機械換気装置は全数同時運転ではなく、1台ごとに動作させるものとしてよいか。

【回答】

よい。

【質問121】

機械換気装置の故障警報装置は、ブザーのみ又は表示灯のみのどちらかであればよいか。

【回答】

よい。なお、故障警報装置としてはブザー及び表示灯が共に装備されていることが望ましい。

【質問122】

〔補足基準〕b)(5)に「換気扇は、外箱の外部から取り替えられる構造を原則とし」とあるが、留意すべき点を教えて欲しい。

【回答】

留意点は次のとおり。

- (1) コネクタ類は、取り付け・取り外しが容易であること。（作業性）
- (2) コネクタ類が充電部と近接していないこと。（作業時の安全）
- (3) 工具等が落下しないように、パンチングメタル等を設ける。（作業時の安全）

【質問123】

屋外用の新規形式認定取得時には機械換気装置を屋根部に取り付けていたが、設置場所には十分な上部空間が確保できないため、扉部に装着することはできるか。

【回答】

できない。形式認定機種の外箱の構造変更になるため一部変更手続きを行い、温度上昇試験及び防雨形試験を実施し、合格することが必要である。

【質問124】

換気口に防虫網や防塵用フィルターを取り付けることはできるか。

【回答】

できる。なお、次の点に留意すること。

- (1) 防虫網は金属製とし、不燃性の材料にすること。
- (2) 防塵用フィルターは、難燃性の材料とすること。
- (3) いずれも通気抵抗になるため、換気口面積に低減率を算入し、十分な有効換気口面積を確保すること。

[8 . 形状及び寸法]**【質問125】**

前面保守形（薄型）の背中合せ型で形式認定を取得したがL字型で出荷してもよいか。

【回答】

前面保守形（薄型）で形式認定を取得した機種は、直線型、L字型及びコの字型の全形状について出荷することができる。

[9 . 機器及び材料]**【質問126】**

OCRと接続するCTは、「JIS C 4620附属書1（規定）変流器」を使用することが原則であるが、定格一次電流が200Aを超える場合、「JEC 1201（計器用変成器〔保護継電器用〕）」又は「JIS C 1731-1（変流器）」を使用することはできるか。

【回答】

使用できる。

【質問127】

〔追加基準〕3．低圧絶縁電線において、太さが100mm²を超える旧JRS-36401-5FによるWL1の電線を使用する場合、電気設備の技術基準の解釈第5条に適合することを証明するには、どのような手続きが必要か。

【回答】

試験機関又は製造メーカーが作成する試験成績書を提出することにより使用することができる。

【質問128】

JIS C 3315口出用ゴム絶縁電線における許容電流はどのように判断すればよいか。

【回答】

JIS C 3307 600Vビニル絶縁電線（IV）の数値とする。

【質問129】

JISで規定するLBSに付加機能を搭載したLBSを使用することはできるか。

【回答】

LBSは、JISで規定された製品のみ使用することができる。

PF・S形で主遮断装置としての使用、また、遠方操作による開閉機能があり、非常電源専用受電設備としての機能に影響する場合は考えられるため使用できない。

[10 . 試験]

【質問130】

防水試験時にゴムパッキンを外箱の扉と本体との間に取り付けてもよいか。また、盤間の隙間にはコーキング処理をしてもよいか。

【回答】

附属書4（規定）に定める試験条件により防水試験時には、取り付けられないが、出荷時には取り付けることができる。また、コーキング処理についても防水試験時はできないが出荷時には処理することができる。

【質問131】

ガラリ等の換気口を外箱の扉の下部に設けた場合、防噴流形試験の対象となるか。

【回答】

受電箱及び隣接する配電箱 1 / 2 側の扉に換気口を設けた場合は、扉の上部、下部を問わず防噴流試験を行う。（CB形の場合は、受電箱及び隣接する配電箱 1 / 2 側、PF・S形の場合は、VCTを収納する箱及び隣接する箱 1 / 2 側の範囲が対象となる。）

【質問132】

外箱が前面保守形で、形状がL字型又はコの字型の場合、周囲温度の測定点はどこにすればよいか。

【回答】

外箱両端の 2 か所とする。

[12 . 表示]

【質問133】

過電流継電器の表示は、補足図19のとおり整定範囲を記載することとなっているが、出荷時にタップ値を固定し、それを記載してもよいか。

【回答】

よい。

【質問134】

保守点検を行うための通路等を設ける場合の注意事項を教えてください。

【回答】

停電した状態に限りキュービクルの内部点検ができることを明確にするため、次の措置をする必要がある。

点検を行うための通路等が設けられたキュービクルについては、活線中容易に内部に入らないよう側面扉を開いた状態で進入禁止のため透明な隔壁を設け、見やすい位置に赤色文字で「通電中立入禁止」の表示をすること。

【質問135】

平成16年発行の認定の手引より「通電中立入禁止」の表示位置は外箱の内部（側面扉を開けて見える箇所）に変更されたが、側面扉の表面に表示することで代替できるか。

【回答】

代替できない。注意喚起のため側面扉の表面にも表示することは差し支えないが、外箱内部には必ず表示すること。

5. その他

【質問136】

深夜電力回路等を設ける場合の接続方法について教えて欲しい。

【回答】

接続方法は、図8の標準接続例に基づき次によること。

- (1) 主遮断装置は、1つであること。
- (2) 深夜電力回路等を設ける場合は、次によること。

深夜電力回路用CTの電源側には、MCCBを設けること。（詳細は電力会社と協議すること）

共用変圧器と同相・同電圧の一般用変圧器がある場合は、一般用変圧器に接続することが望ましい。

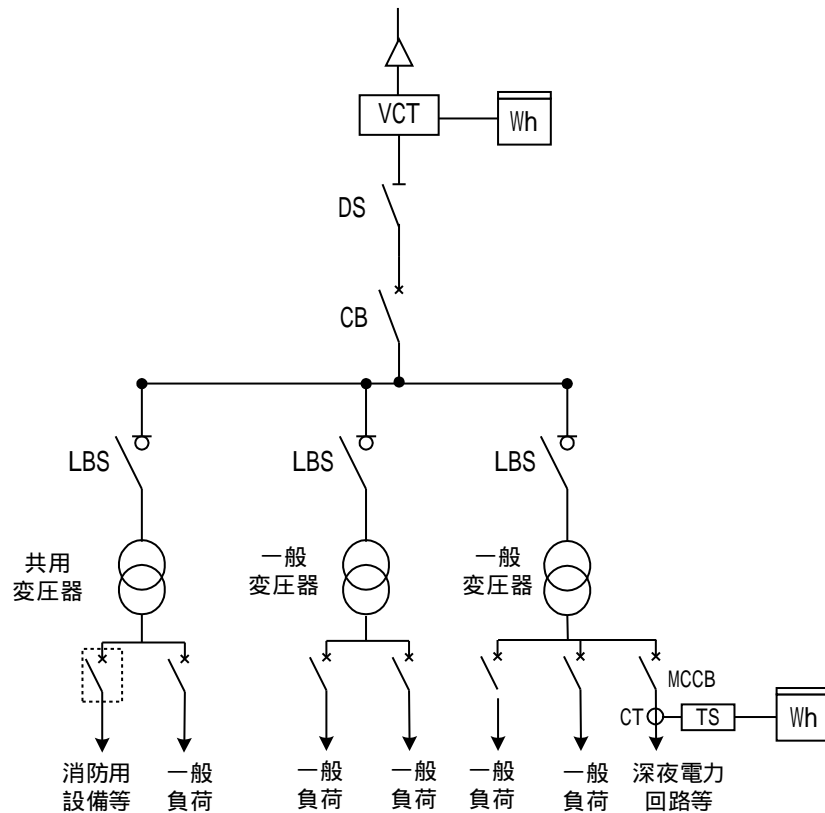


図8 深夜電力回路等を設ける場合の標準接続例

【質問137】

故障表示灯は、故障検出する面と同じ面になければならないか。

【回答】

同一の面に設けることが望ましい。

【質問138】

GR付PAS又はUGSの故障接点をキュービクルに装備し、表示を行ってもよいか。

【回答】

よい。

【質問139】

キュービクル内にアクティブフィルターを装備することはできるか。

【回答】

できる。なお、配線用遮断器の負荷側に接続すること。

【質問140】

キュービクル内のMCCB負荷側に外部設置となる電気事業者との取引用電力量計(Wh)用のCTを設け、外部設置のWhまで引き出すことはできるか。

【回答】

電気事業者との取引用電力量計(Wh)に限りできる。

なお、この方法は取引用電力量計(Wh)の場合に限られる。

【質問141】

新規形式取得時は、外箱の全面(正面、両側面、背面)に扉がある形状であったが、側面(又は背面の一部)に扉がない形状で出荷することができるか。

【回答】

できる。ただし、次の条件に適合したものであること。

- (1) ガラリ等の通気孔の設計に注意し、換気性能を低下させないこと。
- (2) 外箱は、扉がない形状でも新規形式取得時の外形寸法以上の大きさとする。
- (3) 扉を設けない場合は、取り外し可能な囲い板を設けること。

【質問142】

新規形式取得時は、外箱の側面に扉がない形状であったが、側面に扉がある状態で出荷することができるか。

【回答】

できない。一部変更の手続きが必要である。受電箱の側面に扉を設ける場合は、防水試験(防雨形試験、防噴流形試験)に合格した後となる。

【質問143】

キュービクル内に地絡継電装置付高圧交流負荷開閉器(GR付PAS)を収納することができるか。

【回答】

できない。

【質問146】

認定キュービクルに高圧引出し回路がある場合、又は、第2変電所となる場合、形式認定及び個別認定として取り扱うことのできる範囲を教えてください。

【回答】

所轄消防署との協議のうえ了解がある場合に限り、次の(1)及び(2)により形式認定又は個別認定として取り扱うことができる。

- (1) 双方のキュービクル間の保護協調を図ること。また、次の事項に注意すること。
- (a) 高圧引出し側にVCBを用いた場合は、地絡継電装置及び過電流継電器を取り付けること。
- (b) 高圧引出し側にLBS (PF付) を用いた場合は、地絡継電装置を取り付けること。(過電流継電器は不要)
- (2) 個別認定の場合には、所轄消防署との協議メモを申込み書類に添付すること。
高圧引出し回路がある場合の取扱範囲は次のとおり。

第1変電所

第2変電所

【新設】 認定品	(高圧引出し)	【既設】 一般品
【新設】 認定品	(高圧引出し)	【新設】 一般品
【既設】 一般品 (特高受電も含む。)	(高圧引出し)	【新設】 認定品
【新設】 一般品 (特高受電も含む。)	(高圧引出し)	【新設】 認定品
【新設】 認定品	(高圧引出し)	【新設】 認定品

【既設】
認定品

(高圧引出し)

【新設】
認定品

(注) は、認定品が設置できる場合を示す。

【質問 147】

形式認定を更新する場合、接続図、寸法図等に直近の確認者名と日付の記載は必要か。

【回答】

必要である。接続図、寸法図等について、5年前の申込み書類を再使用する場合は、更新時に内容を確認した旨がわかるように直近の確認者名と日付の記載が必要となる。

また、更新時に接続図、寸法図等が書き替えられ、設計者、検図者等が直近の日付となった場合は、その日付でよい。

【質問 148】

既に設置された認定キュービクルについて、増設・減設又は改造を行う場合は、どのような手続きが必要か教えて欲しい。

【回答】

認定キュービクルの増設・減設又は改造をする場合の手続きは、認定規約細則第 8 条（認定銘板等）の(2)に基づく「注意ラベル」(正面扉の裏面に貼付)に示されているとおりである。扱いは次のとおりである。

- (1) 出荷後は、消防法令に基づく非常電源として、所轄消防署が認定キュービクルの仕様を管理している。
- (2) 出荷後に増設・減設又は改造を計画した場合、事前に増設・減設又は改造の内容を所轄消防署に説明し、具体的指示をもらう。
- (3) 認定委員会では、増設・減設又は改造後の再認定は行わない。
- (4) 増設・減設又は改造後の認定銘板再交付は行わない。

また、増設・減設又は改造後に認定銘板を取り外す等の措置については所轄消防署と協議されたい。

- (5) 認定銘板は、製造者自身が工場出荷時に貼付するもので、キュービクル完成後に認定基準に合致しているかの社内検査で合格した場合のみ貼付することができるものとなっている。

【質問149】

高圧受電設備規程（JEAC-8011(2008)）で規定されている内容は、認定キュービクルとどのような関係があるのか。

【回答】

高圧受電設備規程の内容は、認定キュービクルを製作する場合の基本的な考えが示されたものとして取り扱っている。

【参考】

高圧受電設備規程は、旧“高圧受電設備指針”にあった“高圧受電設備の施設指導要領（資源エネルギー庁公益事業部長通達）”が基になっており、キュービクルを含めた高圧受電設備の標準が示されたものとなっている。